

答 申 第 1 号

令 和 6 年 月 日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺市障害者施策推進協議会

会長 大 塚 晃

答 申 書 (案)

令和6年6月14日付け諮問第1号により諮問のあった「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関する事」について、次のとおり答申する。

記

1 はじめに

令和5年度は、計画期間の初年度から本協議会において進行管理を行ってきた「第4次国分寺市障害者計画実施計画（前期）・第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画」の最終年度となるため、令和3年度からの3か年の実績について、総合的な評価を行った。

「第4次国分寺市障害者計画実施計画（前期）・第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画」の計画期間においては、高齢者介護、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠を超えて、複雑・複合化した課題を抱える困難ケースに取り組む重層的支援体制整備事業が本格実施された。本事業を通じて地域全体で支え合う体制を構築し、誰ひとり取り残

さずに住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け取り組まれない。

その他、改正障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の施行、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）・第7期国分寺市障害福祉計画・第3期国分寺市障害児福祉計画」（以下「次期計画」という。）において、障害者施策の計画的な推進に取り組まれない。

2 進行管理及び全体評価について

本協議会は、令和6年6月14日付け諮問第1号「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関すること」を受け、障害者計画に基づく具体的な取組を示した障害者計画実施計画（計画期間：令和3年度から令和5年度。以下「実施計画」という。）に定められた事業、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）に定められたサービス等に係る令和3年度から令和5年度実績について確認した。

実施計画の実績については、大半の事業において「目標以上に進行した」と評価できるものである。ただし、一部の「おおむね達成した」事業と「目標を下回った」事業については、次期計画での目標達成に向け努められたい。

障害福祉計画等における成果目標の達成状況についてもおおむね「目標以上に達成した」と評価できるが、「目標を下回った」福祉施設の入所者の地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行等について、次期計画では、目標達成へ向け取り組まれない。また、障害福祉サービス等については、現障害福祉計画等の期間内において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたサービスが多いが、令和4年度より回復傾向に転じ、令和5年度には新型コロナウイ

ルス禍前の実績に回復をした。見込量に対する達成率が低い障害福祉サービスについて、原因を分析し、次期計画では目標達成に向け取り組まれない。

3 実施計画基本目標別実績評価について

本節では、進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、各論として実施計画の基本目標の達成状況について評価を行う。次期計画に定める事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1)「基本目標1：自分らしい暮らしへの支援体制づくり」

令和5年1月に開設された福祉の総合相談窓口について、令和5年度は通年で運用され、一定の成果を得ることができている。また、重層的支援体制整備事業の本格実施により、多機関協働事業による支援会議をはじめ、支援者に対する支援を充実させることで、複雑・複合化した課題を抱えたケースに取り組む際の協力体制が強化されており、相談体制の充実が図られたと評価できる。障害者地域自立支援協議会においては、地域生活支援拠点を持つ5つの機能の更なる充実・強化に向け、検討を続けてきたミドルステイを令和5年度より実施し、相談支援事業所4か所とミドルステイ実施の共同生活援助事業所（グループホーム）1か所が新たに地域生活支援拠点に加わった。短期入所事業所では、既存の「障害者等緊急入所」を活用し、介護する家族等が新型コロナウイルスに罹患して介護できなくなった場合に、在宅要介護者に対しての受入が開始された。これらは、地域生活支援拠点等の整備により障害のある人が個々のニーズに合わせて日常生活または社会生活を送ることができる体制整備が進められたと評価できる。さらに、相談支援事業の体制整備において、相談支援件数の多い4事業所と共に、新たに相談支援体制プロジェクトチーム立ち上げ、各相談支援事業所が人員体制を強化するた

めに、協議が進められている。一方で、希望する全ての人が計画（障害児）相談支援事業を利用できるようにすることが課題となっており、次期計画の期間内においては、相談支援事業所及び相談支援専門員の増加に向けて努められたい。

（２）「基本目標２：自分らしい社会参加や学びへの支援」

実施計画（前期）の計画期間において、生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進に係る公民館における生涯学習の支援、スポーツ推進委員事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業であるが、令和５年度には概ね目標達成に至っている。子どもの発達に関する情報に触れることが容易となり、発達の遅れに関する不安を抱える保護者が増えていることを背景に、療育に関する需要は高まっており、児童発達支援センターへの移行を契機に、より効果的な支援が展開できるよう、様々な早期療育に関するニーズを検証し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援の更なる充実に向けて取り組まれたい。

（３）「基本目標３：自分らしい働きかたへの支援」

市内に就労定着支援事業所がない状態が続いていたが、令和５年１１月に２か所、翌年１月に１か所の計３か所が新規に開設され、障害のある人の経済的自立を促進するため、一般企業等への障害のある人の雇用と定着に向けた環境整備が進められている。障害者就労支援センター利用登録者数は、年々増加しており、令和５年度には３１０人と目標数値２９０人を大幅に上回った。登録者の割合は、就労定着支援が高く、個々の状況に応じた就労定着支援が進められたことは評価できる。その他、市における障害者就労施設等からの優先調達実績総額は、過去最高の実績となり、工賃向上につながる優先

調達の推進が図られている。今後も、障害のある人が希望に沿った仕事に就き、働き続けられるための更なる支援の拡大に取り組まれない。

（４）「基本目標４：共に生きる地域社会づくり」

ユニバーサルデザインに配慮した市報へ見直されており、障害のある方が市の情報をより取得しやすくするための環境整備が進められている。令和７年１月の市役所新庁舎供用開始に合わせた情報提供体制及び意思疎通支援のさらなる充実に向け取り組まれない。バリアフリー基本構想が令和３年度に策定され、令和４年度には、基本構想に基づく特定事業計画が策定された。引き続き特定事業計画の進捗状況の確認を行い、安全かつ移動しやすい環境の整備に向け努められたい。防災対策の推進に係る重点事業においては、避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認訓練、震災総合防災訓練事業を毎年実施しているが、令和６年１月に発生した能登半島地震により、福祉避難所が開設できない施設が相次ぐ等の問題を受けて、災害時における安否確認体制整備や障害のある人に対する適切な避難支援の必要性はより一層高まっている。いつ発生してもおかしくない災害発生に備えて、防災、福祉、公共施設所管課等が連携し、障害がある人をはじめとした要配慮者の避難に係る課題共有を踏まえ、個別避難計画の策定を推進されたい。次期計画の期間内においては、障害者差別に関する相談体制、障害者差別解消支援地域協議会設置に向けて取り組まれない。

（５）「基本目標５：自立を支援する人づくり」

サービスを担う人材の養成と確保に係る重点事業においては、同行援護従業者養成研修及び知的障害者ガイドヘルパー養成研修を令和４年度より市が主催で実施し、福祉を支える人材の養成・確保に取り組んだことは評価で

きる。しかし、依然として福祉人材の確保には様々な課題が残っているため、次年度以降も、福祉に関心のある方が活動を起こすきっかけとなる、ガイドヘルパーや同行援護従業者研修を通して、従事者の育成に取り組み、障害のある方の自立した生活や余暇活動等の社会参加の支援に努められたい。

4 障害福祉計画等成果目標別実績評価について

本節では、障害福祉計画等の進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、成果目標別の実績について評価を行う。次期障害福祉計画等に定める成果目標の達成に向けて事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1) 成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

地域移行の受け皿となるグループホームの整備が進んだことで、新規の施設入所者数は減少し、目標を大幅に達成している。しかしながら、令和3年度から令和5年度にかけて、施設から地域生活への移行者数は少数に留まっている。障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等と連携しながら、施設入所者の地域生活への移行に関するニーズを把握し、本人の意思決定を尊重しながら、地域移行を希望する者に対して必要な支援に取り組まれたい。また、重度障害のある方の生活の場の充実を障害福祉サービス等事業者及び障害者団体等と連携して進められたい。

(2) 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

令和4年度より、障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会の作業部会として立ち上げられた地域移行等支援連絡会において、精神科医療機関との連携を図ることや、実際に地域移行支援等により退院された事例の中から「好事例」のケース検討等が行われている。精神障害のある人が地域で安定

した生活を送ることができるような体制づくりについて引き続き検討を重ね、地域での生活に必要な社会資源やネットワークの構築・強化に向け取り組まれない。

(3) 成果目標③「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」

障害者地域自立支援協議会を活用し、地域生活支援拠点の機能毎に整備状況及び課題を報告し、運用状況の検証及び検討が行われている。令和5年度においては、相談支援事業所2か所及びグループホーム1か所を新たな拠点に位置付けるとともに、ミドルステイを実施し、地域生活支援拠点等の機能の充実が図られた。引き続き障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域活動支援センター・短期入所事業所における体験の機会・場の活用を図る等、機能の充実に取り組まれない。

(4) 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行等」

障害者就労支援センターの利用登録者数は年々増加しており、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられる支援が着実に実施されている。これまで市内に就労定着支援事業所が無い状況が続いていたが令和5年度には3か所新規に開設された。しかし、一般就労への移行者数は減少しており、障害者地域自立支援協議会就労支援部会を中心とした関係機関との連携強化により、更なる就労機会の拡大及び就労定着に向けた取組を推進されたい。

(5) 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の開設に向けて事業者と協議を重ね、令和5年度には新規開設に至っている。医療的ケア児等に関する

るコーディネーターについて、令和5年度は4人に増加し、目標数値2人を上回った。医療的ケア児支援センターとの情報共有を通じた支援強化を図るとともに、医療的ケア児支援関係者会議を活用して、医療的ケア児等への支援が進められている。児童発達支援センターの令和6年度設置に向けた検討が進められており、設置後には、より効果的な支援が展開できるよう、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援の更なる充実に向けて、相談支援体制の強化に努められたい。

(6) 成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等」

地域生活支援拠点である障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して、支援困難事例等について情報共有が図られ、課題検討が行われるなど、総合的・専門的な相談支援体制の実施に向けた取組が継続されているが、複雑化・複合化する支援ニーズへの取組や、希望するすべての人が計画（障害児）相談支援を受けられる相談支援体制のより一層の充実・強化に努められたい。

(7) 成果目標⑦「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」

障害福祉サービス等事業者に対する指導検査や集団指導を継続しており、関係各課で連携し、人材の育成及びサービスの質を向上させる取組が図られている。今後も障害のある人の多種多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、人材の育成及びサービスの質の向上に努められたい。

5 今後に向けて

以上が実施計画及び障害福祉計画等の令和3年度からの3か年の実績に対

する本協議会の評価であるが、答申の結語として次のとおり付言する。

次期計画等の推進に当たっては、計画に掲げる目標指標を実施回数としている重点事業において、参加者等の満足度や実施したことによる効果向上に向け工夫されたい。また、障害者地域自立支援協議会を活用し、地域課題の共有を図り、目標が達成されるよう重点事業の実施状況を把握し、効果的な進行管理を進められたい。

以 上